

# 議会運営委員会日程

平成25年2月8日(金)

午前10時 502会議室

## 日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 日程第2 平成25年第1回定例会の日程と運営について

### (1) 付議事件

① 議案 ----- 54件

(内訳)

条 例 ----- 15件

事 件 ----- 12件

予 算 ----- 19件

補正予算 ----- 8件

② 報告 ----- 1件

③ 請願・陳情

◇ 閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 0件

市民委員会 ----- 0件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 2件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇ 平成24年第4回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 0件

④ 意見書案 ----- 0件

### (2) 分割議決議案

① 議案第47号 平成24年度川崎市一般会計補正予算

② 議案第48号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

### (3) 追加議案

(3月18日頃提出予定)

- ①人権擁護委員の候補者の推薦について
- ②川崎市市民オンブズマンの選任について
- ③川崎市人権オンブズパーソンの選任について

(4) 平成25年度施政方針

(5) 会議録署名議員（敬称略）

31番 石川建二                      33番 岩隈千尋                      41番 廣田健一

(6) 予算審査特別委員会について

委員長選出会派・・・自民党

副委員長選出会派・・・民主党

(7) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党

(8) 会期及び会期日程案

2月14日（木）から3月19日（火）までの34日間

別紙「平成25年第1回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第3 農業委員会委員の推薦について

日程第4 常任委員会委員の改選について

日程第5 会派選出の各種委員について

(1) 都市計画審議会

(2) 港湾審議会

日程第6 陳情の審査

(1) 陳情第91号 選挙の際の議会改革に関する「提案」を議会の課題として検討することに関する陳情

日程第7 今後の議会改革等の検討課題について

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

(2) 会議時間のあり方

(3) 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）

日程第8 その他

議員提出議案第1号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年2月14日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	浅野文直
	〃	吉沢章子
	〃	山崎直史
	〃	菅原進
	〃	花輪孝一
	〃	沼沢和明
	〃	東正則
	〃	粕谷葉子
	〃	織田勝久
	〃	松川正二郎
	〃	月本琢也

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例  
 川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例

本則（第1条及び第10条を除く。）中「調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「議会における政務調査費（以下「調査費」という。）の交付その他」を「川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し」に改める。

第2条中「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に改める。

第10条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定により平成25年3月分の政務調査費の交付に関してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により同月分の政務活動費の交付に関してされた手続その他の行為とみなす。

(川崎市議会基本条例の一部改正)

- 4 川崎市議会基本条例（平成21年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

## 提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費を政務活動費とし、当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めるため、この条例を制定するものである。

## 平成25年第1回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘	要
2/14	木	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「平成25年度施政方針」、局長提案説明、分割議案に対する議事(自席質疑、委員会付託)、議員提出議案の議事、散会	
15	金		委員会		(分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
16	土				
17	日				
18	月		議会運営委員会	19日の本会議の運営について	
19	火	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会	(第1回請願・陳情締切日 午後5時)
20	水				(代表質問発言通告締切日 午後1時)
21	木				
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				
27	水	本会議 (第3日)		再開、代表質問(自民党、公明党)、延会	
28	木	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問(民主党、共産党、みんなの党)、予算審査特別委員会設置、当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、散会	(予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
3/1	金				
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査	
7	木		予算審査特別委員会	審査	
8	金		予算審査特別委員会	審査	
9	土				
10	日				
11	月		予算審査特別委員会	審査	
12	火		委員会		
13	水		委員会		
14	木		委員会		
15	金				(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
16	土				
17	日				
18	月		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、19日の本会議の運営について	
19	火	本会議 (第5日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、農業委員会委員の推薦、常任委員会委員の改選、請願・陳情、その他、閉会	

\* 発言の会派順位 自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党



## 2月14日（木）の本会議の議事要領

### 【議事日程～別紙議事日程第1号による】

- 1 開会宣告及び開議宣告
- 2 諸報告
  - (1) 包括外部監査人から平成24年度川崎市包括外部監査の結果報告書が提出されたことの報告
  - (2) 議事説明員の出席要求をしたことの報告
- 3 会議録署名議員の指名（敬称略）  
31番 石川建二      33番 岩隈千尋      41番 廣田健一
- 4 会期の決定
- 5 施政方針、議案54件及び報告1件を一括上程、施政方針の説明、提案説明、分割議決議案の議事
  - (1) 議案第47号 平成24年度川崎市一般会計補正予算
  - (2) 議案第48号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
〔自席質疑の後、委員会付託〕
- 6 議員提出議案の議事
  - (1) 議員提出議案第1号 川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
〔上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決〕

平成25年第1回川崎市議会定例会  
議事日程第1号

平成25年2月14日(木)  
午前10時 開会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

平成25年度施政方針

第 4

- 議案第 1 号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 5 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 8 号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 17 号 東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 19 号 塚越住宅新築工事請負契約の締結について
- 議案第 20 号 幸区役所庁舎改築工事請負契約の締結について
- 議案第 21 号 仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の締結について
- 議案第 22 号 仮称リサイクルパークあさお整備事業王禅寺処理センター解体撤去工事請負契約の変更について
- 議案第 23 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
- 議案第 24 号 高津区における町区域の設定について
- 議案第 25 号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について
- 議案第 26 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
- 議案第 27 号 市道路線の認定及び廃止について

議案第 28 号	平成 25 年度川崎市一般会計予算
議案第 29 号	平成 25 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 30 号	平成 25 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 31 号	平成 25 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 32 号	平成 25 年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 33 号	平成 25 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 34 号	平成 25 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 35 号	平成 25 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 36 号	平成 25 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 37 号	平成 25 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 38 号	平成 25 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 39 号	平成 25 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 40 号	平成 25 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 41 号	平成 25 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 42 号	平成 25 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 43 号	平成 25 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 44 号	平成 25 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 45 号	平成 25 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 46 号	平成 25 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 47 号	平成 24 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 48 号	平成 24 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 49 号	平成 24 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 50 号	平成 24 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 51 号	平成 24 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 52 号	平成 24 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 53 号	平成 24 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第 54 号	平成 24 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

## 第 5

議員提出議案第 1 号	川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-------------	--

平成25年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

平成25年2月14日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第47号 平成24年度川崎市一般会計補正予算
市民委員会 (1)	議案第48号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

議場内理事者席(本会議) H25. 2. 19

オ	ペ	レ	ー	タ	ー
港 湾 局					

市 長	砂 田 副 市 長	三 浦 副 市 長	齋 藤 副 市 長
-----	-----------	-----------	-----------

					港 湾 局 長
--	--	--	--	--	---------

総 務 局 長	総 合 企 画 局 長	財 政 局 長		
---------	-------------	---------	--	--

--	--	--	--	--	--

	ま ち づ くり 局 長	建 設 緑 政 局 長		
--	--------------	-------------	--	--

					議 会 局
--	--	--	--	--	-------

--	--	--	--	--

演 壇

議 長

総 務 局	総 合 企 画 局	財 政 局		
			ま ち づ くり 局	建 設 緑 政 局

# 予 算 審 査 調 査 票

◎ 予算議案の研究のため、理事者に対する質問事項、確認事項等がございましたら、下記にご記入の上、ご提出いただければ、それぞれの担当局が、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**名 前：** \_\_\_\_\_

	局 名(課名)	日 時	備 考 (調査項目等)
1		日( ) 時 分頃	
2		日( ) 時 分頃	
3		日( ) 時 分頃	
4		日( ) 時 分頃	
5		日( ) 時 分頃	
6		日( ) 時 分頃	
例)	総務局***課	1日(木) 10時30分頃	***関係

**\* この用紙は通告書ではございません。**

\* 2/28(木)の午後1時に回収に伺います。

(総務局庶務課 調査担当 内線21322)

## 年次別農業委員割当表

年度 定数	23年	24年	25年	26年
4名	自民党	自民党	自民党	自民党
	公明党	民主党	公明党	公明党
	民主党	共産党	民主党	民主党
	みんなの党	みんなの党	共産党	共産党

## 会派別常任委員会割当表

会 派	総務委	市民委	健福委	まち委	環境委	計	所属議員数
自 民 党	4	3	3	3	3	16	16
公 明 党	3	2	3	3	2	13	13
民 主 党	3	2	3	3	2	13	13
共 産 党	2	2	2	2	2	10	10
みんなの党	1	2	1	1	1	6	6
無 所 属		1				1	1
無 所 属					1	1	1
合 計	13	12	12	12	11	60	60
定 数	13	12	12	12	11	60	



## 年次別正副委員長割当表

		23年	24年	25年	26年
総務委員会	正	自 民 党	公 明 党	自 民 党	民 主 党
	副	公 明 党	自 民 党	民 主 党	自 民 党
市民委員会	正	共 産 党	みんなの党	自 民 党	みんなの党
	副	民 主 党	自 民 党	公 明 党	共 産 党
健康福祉委員会	正	公 明 党	民 主 党	民 主 党	公 明 党
	副	共 産 党	公 明 党	自 民 党	民 主 党
まちづくり委員会	正	自 民 党	民 主 党	自 民 党	公 明 党
	副	民 主 党	自 民 党	公 明 党	自 民 党
環境委員会	正	共 産 党	共 産 党	公 明 党	民 主 党
	副	みんなの党	みんなの党	共 産 党	共 産 党

常任委員会委員・農業委員・各種委員選出届出表

委員会名	自民党	公明党	民主党	共産党	みんなの党	無所属
総務委員会 13人	◎		○			
市民委員会 12人	◎	○				
健康福祉委員会 12人	○		◎			
まちづくり委員会 12人	◎	○				
環境委員会 11人		◎			○	
農業委員						
都市計画審議会委員						
港湾審議会委員						

◎ 委員長、○ 副委員長

※3月12日(火)午後3時までに事務局へ提出ください。

# 議会運営検討協議会第3回報告書（抜粋）

## 【請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方】

### 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

「請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方」に関する各会派の見解

平成24年12月11日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
公 明 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
民 主 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
共 産 党	・アの「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこととする取扱い」については、請願権を保障する対応を原則とすべきであるので、賛成できない。 ・ウの「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことの議会運営の手引きへの明記については、現状でも、議会運営の手引きにより、委員会付託になじまないと判断される陳情は、委員会付託しない取扱いとしているので、更にこの規定を追加する必要はないと考える。
み ん な の 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。

# 議会運営検討協議会第4回報告書（抜粋）

## 【会議時間のあり方】

### 1 検討結果

当協議会では、一般質問の会議時間について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現行の一般質問の会議日数で会議時間を遵守すべきとの意見、遵守する場合は日数増とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、代表質問の会議時間は、議会運営委員会において協議が行われたため、協議会では協議を行わないこととした。

# 議会運営検討協議会第5回報告書（抜粋）

## 【区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）】

### 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとすべきである。
- (2) 区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告することとすべきである。
- (3) 区長の距離的、時間的条件を考慮し、委員会への出席に際しては、一般質問と同様に、次の取扱いとすべきである。
  - ア 区長は発言通告があったときに出席する扱いとする。
  - イ 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。
  - ウ 区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとする。